

「情報公開文書」

受付番号：2019-4-002

課題名：がん組織を用いた網羅的プロテオーム、メタボローム解析による新規診断法、新規治療標的の探索

研究責任者：東北メディカル・メガバンク機構 ・ 教授 ・ 小柴 生造

1. 研究の対象

西暦2013年5月～西暦2017年3月の間に、東北メディカル・メガバンク計画において実施した「東北メディカル・メガバンク事業 地域住民コホート調査」および「東北メディカル・メガバンク事業 三世代コホート調査」に参加した者のうち、20歳以上の成人。

2. 研究目的・方法

【研究期間】

2018年10月～2021年9月

【研究目的】

東北メディカル・メガバンク機構では東北大学病院や未来型医療創成センターと協力して、東北大学病院の「東北大学病院個別化医療センターバイオバンク部門（倫理委員会承認：2017-1-346）」に参加している患者の検体（腫瘍組織検体、血液検体）について、メタボローム解析とプロテオーム解析を実施しています。

具体的には検体中の代謝物と蛋白質の状態を調べることで、がんにおいて特異的に変化する代謝物や蛋白質が相互にどのように関わりあってがんの発生や進展に関与しているのかを解明することを目的としています。それによってがんの予防、新しい診断方法、または新たな治療ターゲットの探索を行うことを目指しています。

本研究計画を実施する上では、患者の解析情報と比較するための対照情報として、患者ではない方の情報が必要となります。このため、対照情報として東北メディカル・メガバンク計画のコホート調査参加者の情報を活用します。

【研究方法】

当機構のスーパーコンピュータ上で、上記患者検体のメタボローム・プロテオーム情報と、コントロールとしての東北メディカル・メガバンク計画のコホート調査参加者の該当情報を比較します。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：メタボローム・プロテオーム解析情報、基本情報（年齢、性別、BMI）、既往歴、生化学検査情報、服薬情報

試料：該当無し。

4. 外部への試料・情報の提供

共同研究機関へのデータの提供は、当機構のサーバーコンピュータ上で特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、当機構の研究責任者が保管・管理します。

5. 関係研究組織

該当無し。

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-717-8078

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート室

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5161

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート室

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5162

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合